

浦安市障がいを理由とする差別の 解消の推進に関する条例

浦安市議会 平成28年第1回定例会議案

平成28年 施政方針より

本年4月より、障がい者差別解消法が施行されます。

本市では、法律の施行に先駆けて、平成26年度より内閣府のモデル事業に取り組んでまいりました。

これらの実績をもとに、障がいのある方と高齢者への虐待防止を一体化した、独自条例を制定し、障がいを理由とする差別を受けることなく、安心して暮らせるやさしい社会の実現に向けて、さらなる施策の充実に取り組んでまいります。

条例制定の目的

- 法律の実効性を高める
職員対応要領の作成、協議会の設置
- モデル事業の検討結果を市の制度に
虐待防止の取り組みと一体的に行う
高齢者等との虐待防止との連携



やさしい社会の実現

基本理念(第3条)

- ・障がいのない人と等しく個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として、行われなければならない。
- ・障がいのある人に対する**理解を広げる取組と一体**のものとして、行われなければならない。
- ・障がいのある人に対する**虐待を防止する取組と一体**のものとして、行われなければならない。

市の責務(第4条)

- 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するものとする。
- 市民、事業者、国及び千葉県その他の地方公共団体と連携協力を図るものとする。

千葉県との連携

- 広域専門指導員 16人

- 地域相談員 600人

浦安市 7人

うち5人 = 身体・知的障がい者相談員

平成28年4月～ 協力依頼事項の追加

- ・障がい者権利擁護センターへの助言
- ・相談者が希望する場合の同席
- ・協議会、啓発広報の協力

相談体制の整備(第11条)

・障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な**体制の整備**を図るものとする。

・前項の体制の整備に当たっては、障がいのある人に対する**虐待を防止する取組と一体のものとして対応**できるように配慮するものとする。

障がい者権利擁護センター

職員対応要領(第10条)

市の機関は職員対応要領を定めるものとする。
職員は職員対応要領を遵守しなければならない。

- ・教育委員会
- ・消防
- ・市長部局等

で作成

相談窓口を統一

協議会(第13条)

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する協議会を置く。
- ・協議会は、前項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、協議会を構成するもの相互の連携を図るものとする。
- ・協議会は、障がいのある人に対する虐待を防止する取組と一体のものとして行うとともに、高齢者等に対する虐待を防止する取組と連携を図るものとする。

条例 前文

このまちの誰もがお互いの存在を認め合い、安心して暮らすことができることを私たちは願う。私たちの住むまちは、障がいのある人もない人も、夢を追いながら、かけがえのない人生を歩むことができるまちでありたい。

そのためには、差別、偏見、虐待など、障がいのある人に理不尽な困難を強いている要因をなくしていかなければならない。福祉サービスの充実はもとより、障がいのある人が社会に能動的にかかわりながら自立を図ることができるよう、様々な障壁を取り除いていくべきである。

そうした取組は、障がいのある人だけでなく、このまちで暮らす全ての人にぬくもりと希望をもたらし、地域社会を根底からやさしくしていくはずである。

私たちは、こうしたやさしいまちを目指し、障がいのある人の固有の尊厳を尊重し、多様性に満ちた共生社会を実現するため、この条例を制定する。

〈ばねる でいすかつしょん かんけい しりょー〉

p ひょーし

うらやすし しょーがいを りゆーと する さべつの
かいしょーの すいしんに かんする じょーれい

うらやす しぎかい へいせい 28ねん だい1かい ていれいかい ぎあん

p2

へいせい 28ねん しせい ほーしんより

ほんねん 4がつより、 しょーがいしゃ さべつ かいしょーほーが しこー されま
す。

ほんしでわ、 ほーりつの しこーに さきがけて、 へいせい 26ねんどより ないか
くふのもでる じぎょーにとりくんで まいりました。

これらの じっせきを もとに、 しょーがいの ある ほーと こーれいしゃえの
ぎゃくたい ほーしを いったいかした、 どくじ じょーれいを せいていし、
しょーがいを りゆーと する さべつを うける ことなく、 あんしん して くら
せる やさしい しゃかいの じつげんに むけて、 さらなる しさくの じゅーじつ
にとりくんで まいります。

p3

じょーれい せいていの もくてき

●ほーりつの じっこーせいを たかめる

しょくいん たいおー よーりょーの さくせい、 きょーぎかいの せっち

●もでる じぎょーの けんとー けっかを しの せいどに

ぎゃくたい ほーしの とりくみと いったいてきに おこなう

こーれいしゃ とーとの ぎゃくたい ほーしとの れんけい

→やさしい しゃかいの じつげん

p4

きほん りねん(だい3じょー)

●しょーがいの ない ひとと ひとしく こじんの せんげんが おもんぜられ、 そ
の せんげんに ふさわしい せいかつを ほしよー される けんりを ゆーする こと
を ぜんていとして、 おこなわれなければならない。

●しょーがいの ある ひとに たいする りかいを ひろげる とりくみと いったい
のものとして、 おこなわれなければならない。

●しょーがいの ある ひとに たいする ぎゃくたいを ほーしする とりくみと
いったいのものとして、 おこなわれなければならない。

p5

しの せきむ(だい4じょー)

●しょーがいを りゆーと する さべつの かいしょーの すいしんに かんする し
さくを じっしする ものとする。

●しみん、 じぎょーしゃ、 くに および ちばけん そのたの ちほー こーきょー
だんたいと れんけい きょーりょくを はかる ものとする。

p6

ちばけんと れんけい

●こーいき せんもん しどーいん 16にん

●ちいき そーだんいん 600にん

うらやすし 7にん

うち 5にん= しんたい・ ちてき しょーがいしゃ そーだんいん

へいせい 28ねん 4がつ~ きょーりょく いらい じこーの ついか

- ・ しょーがいしゃ けんり よーご せんたーえの じょげん
- ・ そーだんしゃが きぼーする ばあいの どーせき
- ・ きょーぎかい、 けいはつ こーぼーの きょーりよく

p7

そーだん たいせいの せいび(だい11じょー)

●しょーがいを りゆーとする さべつに かんする ふんそーの ぼーしまたわ かいけつを はかる ことができるよー ひつよーな たいせいの せいびを はかる ものとする。

●ぜんこーの たいせいの せいびに あたってわ、 しょーがいの ある ひとに たいする ぎゃくたいを ぼーしする とりくみと いったいの ものとして たいおー できるよー はいりよ する ものとする。

p8

しょーがいしゃ けんり よーご せんたー

しょくいん たいおー よーりよー(だい10じょー)

しの きかんわ しょくいん たいおー よーりよーを さだめる ものとする。

しょくいんわ しょくいん たいおー よーりよーを じゆんしゆ しなければ ならない。

- ・ きょーいく いいんかい
- ・ しょーぼー
- ・ しちよーぶきよく とーで さくせい

⇒そーだん まどぐちを とーいつ

p9

きょーぎかい(だい13じょー)

●しょーがいを りゆーとする さべつの かいしょーの すいしんに かんする きょーぎかいを おく。

●きょーぎかいわ、 ぜんこーの もくてきを たつする ため、 ひつよーな じょーぼーを こーかん すると ともに、 きょーぎかいを こーせい する もの そーごの れんけいを はかる ものとする。

●きょーぎかいわ、 しょーがいの ある ひとに たいする ぎゃくたいを ぼーしする とりくみと いったいの ものとして おこなうと ともに、 こーれいしゃ とーに たいする ぎゃくたいを ぼーしする とりくみと れんけいを はかる ものとする。

p10

じょーれい ぜんぶん

この まちの だれもが おたがいの そんざいを みとめあい、 あんしん して くらす ことができる ことを わたしたちわ ねがう。 わたしたちの すむ まちわ、 しょーがいの ある ひともない ひと、 ゆめを おいながら、 かけがえのない じんせいを あゆむ ことができる まちで ありたい。

その ためにわ、 さべつ、 へんけん、 ぎゃくたいなど、 しょーがいの ある ひとに りふじんな こんなんを している よーいんを なくして いかなければ ならない。 ふくし さーびすの じゆーじつわ もとより、 しょーがいの ある ひとが しゃかいに のーどーてきに かかわりながら じりつを はかる ことができる よー、 さまざまな しょーへきを とりのぞいて いくべきで ある。

そーした とりくみわ、 しょーがいの ある ひとだけでなく、 この まちで くらす すべての ひとに ぬくもりと きぼーを もたらし、 ちいき しゃかいを こんでいから やさしく して いく はずで ある。

わたしたちわ、 こーした やさしい まちを めざし、 しょーがいの ある ひとの こゆーの そんげんを そんちよーし、 たよーせいに みちた きょーせい しゃかいを じつげん する ため、 この じょーれいを せいてい する。